

「2021年度合格目標 LEC 実戦答練 国民年金法」から
第53回社労士試験【選択式】 国年法 空欄Eの出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU21472 p.6 - p.7]

- 1 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、については、この限りでない。

解答 → ㊵老齢基礎年金及び付加年金

本試験出題はこうでした！

第53回 社労士試験 問題
〔選択式〕国民年金法 【空欄E】

- 1 国民年金法第25条では、「租税その他の公課は、として、課することができない。ただし、については、この限りでない。」と規定している

解答 (→ ㊸給付として支給を受けた金銭を標準)
 → ㊵老齢基礎年金及び付加年金

的中!